

ワクチン接種は任意です

新型コロナワクチン接種は強制ではありません。接種後に得られると期待される効果と、予想される副反応をよく考え、ワクチン接種をするかどうかを決定してください。



新型コロナワクチン 最新情報

※ 掲載内容は後から変更される場合があります

【詳細】 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎ 385-8910

乳幼児（生後6か月～4歳）の 接種券申請

乳幼児の新型コロナワクチン接種券を取得する場合は、接種券の発行申請が必要です。

申請方法は市ホームページをご確認ください。



ワクチンの予約 / お問い合わせ先

■ インターネット予約

市のホームページ（右のQRコード）から予約してください。

※ アクセスが集中すると、つながりにくくなる場合があります。



■ 電話予約 / 予約のお問い合わせ

江別市新型コロナワクチンコールセンター

☎ 011-600-1234 (8:45～17:15)

※ 土日、祝日も受け付けています。

■ 副反応などに関するお問い合わせ

北海道専門相談ダイヤル

☎ 0120-306-154 (9:00～17:30)

※ 土日、祝日も受け付けています。

お知らせします。

今後については、詳細が決まり次第

お知らせします。

性が示されています。

1月13日時点で、4月以降のコロナ

ワクチン接種については、国から方向

性が示されています。

計画的に接種を行ってください。

1月からは、青年センターでの集団

接種を行っています。

また、2月からは、病院での接種日

程も縮小しています。

年度末になると、必ずしも希望する

日程、会場での接種ができない場合が

ありますので、接種を希望される方は、

計画的に接種を行ってください。

1月からは、青年センターでの集団

接種を行っています。

また、2月からは、病院での接種日

程も縮小しています。

年度末になると、必ずしも希望する

日程、会場での接種ができない場合が

ありますので、接種を希望される方は、

新型コロナワクチンを未接種で
接種を希望する方は、計画的な接種を



接種券の発行、再発行の申請

接種券を紛失した場合は再発行、他市町村から転入された場合は発行の申請が必要です。転入された場合、自動的に接種券は届きませんので、ご注意ください。

発行、再発行の申請は、市ホームページからできます。発行には1週間程度かかりますので、早めの申請をお願いします。



市立病院 連載コラム 経営再建の軌跡

第5回 予防医療の充実

市では、健康寿命を延ばし、誰もが健康的に安心して暮らせるまちを目指して、平成29年4月に「健康都市宣言」を行いました。

健康都市えべつの実現のため、市立病院では、皆さんが病気になったり、病気が悪化する前に健康状態を確認できるよう、健診にも力を入れています。

特に、市では男性・女性ともに、がんの死亡割合が高く、その中でも「気管・気管支および肺」のがんで亡くなる方の割合が多い傾向にあります（えべつ市民健康づくりプラン21(第2次)）。このことから「肺がん」の早期発見・治療につなげるため、北海道大学呼吸器内科学講座の監修・協力のもと、令和4年9月から「高機能肺ドック」を開始しました。

健診の充実を図ることで、市民の皆さんが自身の健康状態を確認する機会を増やし、病気の予防につながるだけでなく、市立病院が持つ医療資源の活用も図る

市立病院では、令和3年3月に策定した「経営再建計画」に基づき、経営改善に取り組んでいます。本コラムでは、収益向上策や費用削減策、新たな取り組みなどを、隔月で連載します。【詳細】市立病院経営改善担当 ☎ 382-5151

ことができます。

今後も、経営再建計画の達成に向け、引き続き改善への取り組みを進めてまいります。

【高機能肺ドック】

一般的な呼吸機能検査（スパイロメトリー）に加え、機能的残気量（FRC）、肺拡散能力（DLCO）検査をセットで実施することで、慢性閉塞性肺疾患（COPD）など、肺がん以外の肺疾患の発見率が向上します。

また、一般的な胸部X線撮影ではなくCT撮影を実施することで、小さな病変の早期発見が可能です。

【高機能肺ドックについての問い合わせ】

市立病院健診センター ☎ 382-5151

※予約受付時間 平日 11:00～16:00



国民年金保険料を お得に納付しませんか？

【詳細・申請先】
国保年金課 ☎381・1028
新さっぽろ年金事務所
☎892・9316

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、申請して前納（前払い）すると、左表のとおり割引になります。お得です。
納付忘れも防げますので、ぜひご利用ください。

●納付方法と納付期間
【現金払い】
任意の月から翌年度末分まで。最長で4月から翌々年3月までの2年分納付できます。

納付方法による保険料額の違い（令和4年度）		
年間支払額 19万9,080円 (毎月翌月末に納付した場合。令和4年度月額1万6,590円)		
納付方法	口座振替	現金・クレジット
2年前納 (※1)	2年間の支払額 38万1,530円 15,790円割引	2年間の支払額 38万2,780円 14,540円割引
1年前納	年間支払額 19万4,910円 年間 4,170円割引	年間支払額 19万5,550円 年間 3,530円割引
6か月前納 (※2)	年間支払額 19万6,820円 年間 2,260円割引	年間支払額 19万7,460円 年間 1,620円割引
当月末振替 (早割)	年間支払額 19万8,480円 年間 600円割引	取り扱いなし ※割引のない翌月末振替は可能

(※1) 令和4年度と令和5年度の保険料額の合計
(※2) 4～9月分と10月～翌3月分をそれぞれ前納した場合

- 【口座振替、クレジットカード払い】
- ①2年（4月～翌々年3月分）
 - ②1年（4月～翌年3月分）
 - ③6か月（4月～9月分、10月～3月分）
 - ④当月末 ※口座振替のみ
- のいずれか。

●申請方法

次のものを用意し、申請先で申請してください。

- ・基礎年金番号通知書などの基礎年金番号が分かるもの
- ・口座振替の場合は預金通帳と通帳届出印
- ・クレジットカード払いの場合はクレジットカード

●申請期限

口座振替、クレジットカード払いで4月から前納する場合は、2月末（10月からの6か月前納を希望の場合は、8月末）



付加保険料月額400円を上乗せすると 老齢基礎年金の増額ができます！

国民年金の定額保険料に付加保険料月額400円を上乗せして納付すると、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。

●申請できる方

国民年金第1号被保険者
任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）
※国民年金基金の加入者は、申請できません

●付加年金額

年額「200円×付加保険料納付月数」が上乗せされるため、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

●申請方法

年金手帳などの基礎年金番号がわかるものを用意し、申請先で申請してください。

